

京都大学医学部附属病院諸料金規程の一部を改正する規程

第1条 京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和40年達示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条アの「二人室SF 普通室の料金に1日につき4,000円（3,810円）を加算する。」の下に「個室SG 普通室の料金に1日につき21,000円（20,000円）を加算する。」を加える。

第2条 京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和40年達示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条アのうち「個室B 普通室の料金に1日につき11,000円（10,477円）を加算する。」を削る。

附 則

この規程は、平成22年12月8日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の第2条アの規定は平成22年12月13日から施行する。

京都大学医学部附属病院諸料金規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(第1条関係)</p> <p>京都大学医学部附属病院諸料金規程 (昭和40年達示第2号)</p> <p>(前略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>ア 特別室使用料</p> <p>個室A 普通室の料金に1日につき 15,000円(14,286円)を加算する。</p> <p>個室B 普通室の料金に1日につき 11,000円(10,477円)を加算する。</p> <p>個室C 普通室の料金に1日につき 10,000円(9,524円)を加算する。</p> <p>個室D 普通室の料金に1日につき 9,000円(8,572円)を加算する。</p> <p>個室E 普通室の料金に1日につき 8,000円(7,619円)を加算する。</p> <p>個室F 普通室の料金に1日につき 7,000円(6,667円)を加算する。</p> <p>準個室G 普通室の料金に1日につき 3,000円(2,858円)を加算する。</p> <p>個室SS 普通室の料金に1日につき 120,000円(114,286円)を加算する。</p> <p>個室SA 普通室の料金に1日につき 97,000円(92,381円)を加算する。</p> <p>個室SB 普通室の料金に1日につき 31,000円(29,524円)を加算する。</p> <p>個室SC 普通室の料金に1日につき 15,000円(14,286円)を加算する。</p> <p>個室SD 普通室の料金に1日につき 13,000円(12,381円)を加算する。</p> <p>個室SE 普通室の料金に1日につき 8,000円(7,619円)を加算する。</p> <p>二人室SF 普通室の料金に1日につき 4,000円(3,810円)を加算する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第2条 (同左)</p> <p>ア 特別室使用料</p> <p>個室A 普通室の料金に1日につき 15,000円(14,286円)を加算する。</p> <p>個室B 普通室の料金に1日につき 11,000円(10,477円)を加算する。</p> <p>個室C 普通室の料金に1日につき 10,000円(9,524円)を加算する。</p> <p>個室D 普通室の料金に1日につき 9,000円(8,572円)を加算する。</p> <p>個室E 普通室の料金に1日につき 8,000円(7,619円)を加算する。</p> <p>個室F 普通室の料金に1日につき 7,000円(6,667円)を加算する。</p> <p>準個室G 普通室の料金に1日につき 3,000円(2,858円)を加算する。</p> <p>個室SS 普通室の料金に1日につき 120,000円(114,286円)を加算する。</p> <p>個室SA 普通室の料金に1日につき 97,000円(92,381円)を加算する。</p> <p>個室SB 普通室の料金に1日につき 31,000円(29,524円)を加算する。</p> <p>個室SC 普通室の料金に1日につき 15,000円(14,286円)を加算する。</p> <p>個室SD 普通室の料金に1日につき 13,000円(12,381円)を加算する。</p> <p>個室SE 普通室の料金に1日につき 8,000円(7,619円)を加算する。</p> <p>二人室SF 普通室の料金に1日につき 4,000円(3,810円)を加算する。</p> <p><u>個室SG 普通室の料金に1日につき</u> <u>21,000円(20,000円)を加算する。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">京都大学医学部附属病院諸料金規程 (昭和40年達示第2号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>ア 特別室使用料</p> <p>個室A 普通室の料金に1日につき 15,000円(14,286円)を加算する。</p> <p><u>個室B 普通室の料金に1日につき</u> <u>11,000円(10,477円)を加算する。</u></p> <p>個室C 普通室の料金に1日につき 10,000円(9,524円)を加算する。</p> <p>個室D 普通室の料金に1日につき 9,000円(8,572円)を加算する。</p> <p>個室E 普通室の料金に1日につき 8,000円(7,619円)を加算する。</p> <p>個室F 普通室の料金に1日につき 7,000円(6,667円)を加算する。</p> <p>準個室G 普通室の料金に1日につき 3,000円(2,858円)を加算する。</p> <p>個室SS 普通室の料金に1日につき 120,000円(114,286円)を加算する。</p> <p>個室SA 普通室の料金に1日につき 97,000円(92,381円)を加算する。</p> <p>個室SB 普通室の料金に1日につき 31,000円(29,524円)を加算する。</p> <p>個室SC 普通室の料金に1日につき 15,000円(14,286円)を加算する。</p> <p>個室SD 普通室の料金に1日につき 13,000円(12,381円)を加算する。</p> <p>個室SE 普通室の料金に1日につき 8,000円(7,619円)を加算する。</p> <p>二人室SF 普通室の料金に1日につき 4,000円(3,810円)を加算する。</p> <p>個室SG 普通室の料金に1日につき 21,000円(20,000円)を加算する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 (同 左)</p> <p>ア 特別室使用料</p> <p>個室A 普通室の料金に1日につき 15,000円(14,286円)を加算する。</p> <p>個室C 普通室の料金に1日につき 10,000円(9,524円)を加算する。</p> <p>個室D 普通室の料金に1日につき 9,000円(8,572円)を加算する。</p> <p>個室E 普通室の料金に1日につき 8,000円(7,619円)を加算する。</p> <p>個室F 普通室の料金に1日につき 7,000円(6,667円)を加算する。</p> <p>準個室G 普通室の料金に1日につき 3,000円(2,858円)を加算する。</p> <p>個室SS 普通室の料金に1日につき 120,000円(114,286円)を加算する。</p> <p>個室SA 普通室の料金に1日につき 97,000円(92,381円)を加算する。</p> <p>個室SB 普通室の料金に1日につき 31,000円(29,524円)を加算する。</p> <p>個室SC 普通室の料金に1日につき 15,000円(14,286円)を加算する。</p> <p>個室SD 普通室の料金に1日につき 13,000円(12,381円)を加算する。</p> <p>個室SE 普通室の料金に1日につき 8,000円(7,619円)を加算する。</p> <p>二人室SF 普通室の料金に1日につき 4,000円(3,810円)を加算する。</p> <p>個室SG 普通室の料金に1日につき 21,000円(20,000円)を加算する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成22年12月8日から施行する。 ただし、第2条の規定による改正後の第2条アの規定は 平成22年12月13日から施行する。</p>